

建振第2112号

令和2年3月2日

各関係団体の長様

大阪府住宅まちづくり部長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について（送付）

標記について、別添写しのとおり、令和2年2月28日付け国土建第482号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありましたので、参考に送付します。

公共工事発注団体におかれては、発注工事の受注建設業者等に対して、また、建設業者団体におかれては、傘下の建設業者に対して、周知いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

大阪府住宅まちづくり部

建築振興課建設指導グループ

電話：06-6210-9736（直通）